

2024年（令和6年）10月18日

居宅介護支援事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

介護保険を利用した投票所への外出介助について（通知）

日ごろから、本市の介護保険事業の運営にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、介護保険を利用した投票所への外出介助については、次のとおりの整理としております。介護保険事業所のみなさまにおかれましては、内容をご確認いただくとともに、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

1 訪問介護の通院・外出介助が算定できる場合

介護保険における通院・外出など居宅以外において行われる訪問介護については、目的地（病院等）に行くための居宅での準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に、介護給付費の算定が可能です。

なお、通院・外出の目的が次のいずれも満たすものを正当な通院・外出介助の範囲としております。

- (1) 利用者の日常生活上・社会生活上のために必要であること
- (2) 利用者自身が外出する必要がある、他者の外出ではその目的を達成できない外出であること

2 選挙の投票時に外出介助を算定できる場合

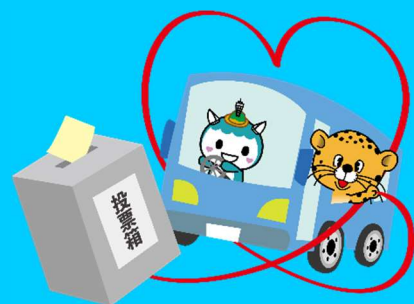
次の掲げる内容が、適切なアセスメントにより、ケアプランに明確に位置付けられている対象者については、外出介助としての介護給付費の算定が可能です。

- (1) 日常生活を営む上で移動介助が必要であること
- (2) 選挙の投票所への移動介助を希望していること

以 上

(事務担当)
藤沢市 介護保険課
企画・事業所担当
直通：0466-50-8270

介護保険を利用した 投票所への外出介助を 活用しよう！



●訪問介護の通院・外出介助が算定できる場合とは

目的地（病院等）に行くための居宅での準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合

㊦通院・外出の目的が次のいずれも満たす必要があります。

- （１）利用者の日常生活上・社会生活上のために必要であること
- （２）利用者自身が外出する必要があり、他者の外出ではその目的を達成できない外出であること

※生活に必須ではない場所への外出や、
趣味や娯楽など不要不急の目的での外出は該当しません。

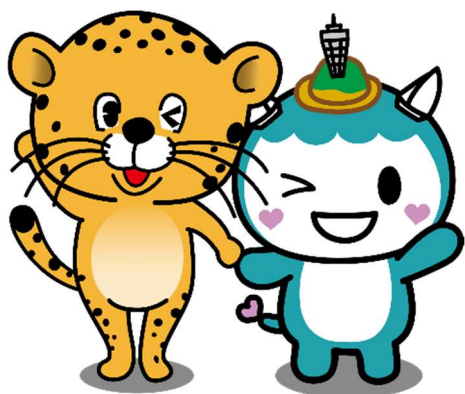


●選挙の投票時に外出介助を算定できる場合とは

適切なアセスメントにより、ケアプランに明確に位置付けられている場合

㊦次のいずれも満たす必要があります。

- （１）日常生活を営む上で移動介助が必要であること
- （２）選挙の投票所への移動介助を希望していること



正しく理解して、算定可否の
判断にお役立てください。

参考：市 HP 集団指導講習会

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護
保険 > 事業者の方へ > 運営指導・集団指導 > 集団指
導講習会